

福運整第28号の2  
福運輸第23号の2  
平成31年4月1日

福島県内旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長  
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部  
改正について

標記について、平成31年3月29日付け東自保第104号、東自旅一第888号、東自旅二第1926号、東自監第510号、東自整第259号により、東北運輸局自動車技術安全部長並びに自動車交通部長から別添のとおり通達がありましたので、貴社におかれましても取扱に遺漏なきようお願い致します。

東自保第104号  
東自旅一第888号  
東自旅二第1926号  
東自監第510号  
東自整第259号  
平成31年3月29日

福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長  
(公印省略)

自動車交通部長  
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、平成31年3月28日付け国自安第234号、国自旅第301号、  
国自整第320号により、自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別添の  
とおり通達があったので、貴支局管内の関係事業者に対し周知するとともに、遺漏な  
きよう取り計らわれたい。



## 別添

国自安第234号  
国自旅第301号  
国自整第320号  
平成31年3月28日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

### 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計られたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



# 別添

国自安第234号  
国自旅第301号  
国自整第320号  
平成31年3月28日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

## 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付で、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遗漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会长あて別添のとおり通知したので申し添える。









最終改正 国自安第234号  
国自旅第301号  
国自整第320号  
立成 31年3月28日

長長長長  
課課課課  
備客客客客  
整旅旅旅旅  
局局局局  
車車車車  
動動動動  
自自自自

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

修業者による研究会

(2) 「整備管理者として新たに選任した者」とは、当該事業者において初めて選任された者のことをいい、当該事業者において整備管理者として選任され、過去に整備管理者として選任され、や他の使用の本拠の位置に選任された者をいふ。

(3) 整備管理者として新たに選任した者について、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させよう指導しない。

長長長  
課課課  
備備備  
全全全  
整整整  
局局局  
安安安  
車車車  
動動動  
自自自  
自自自  
局局局  
事事事  
合合合  
輸輸輸  
總總總  
方方方  
近近近  
纜纜纜  
地地地  
東東東  
繩繩繩  
各各各  
關關關  
沖沖沖

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

#### 第46条 整備管理者の研修

事業者に対し、地方運輸局長から整備講習に受けるべき事務局長が、必ず各地方運輸局長に通じて、その場合に於けるべき事務局長の職務を明確に規定する。

卷之三

までに研修を受講させるよう指導すること。

## 第52条 物品の持込制限

(1) 第10号の「刃物」の定義、烟包の方法及び烟包状態等の確認については、「刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」(平成31年1月国土交通省自動車局)の定めるところによるものとする。

### 第52条 物品の持込制限 (新設)

刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の  
梱包方法についてのガイドライン

本ガイドラインの公表の目的について

国土交通省では、平成30年6月9日に発生した東海道新幹線のぞみ号車内殺傷事件を受けて、旅客自動車運送事業者へ持ち込んではならない物品として刃物を改正し、乗合バス車内へある。日常生活多忙な社会利用者には、刃房具に必要性から携帯されやすいとされるが、刃物の利便性におけり、他の利用者に危害を及ぼすことがないようにする旨を明確化したものである。

他方、一口に刃物といつても、その刃渡りや構造等は様々であり、これに由来する殺傷能力・危険性も一様ではない。このため、刃物を他の利用者に危害を及ぼすおそれがないように梱包するに当たっては、これらを考慮した上で個別具体的なケータイ電話に応じて梱包方法を選択する必要がある。

今般の規則改正により、貸切バス及びタクシーについても、道路運送法に基づく標準運送約款において、適切に梱包された刃物が運送される場合に事例として、本ガイドラインに示すとおり、刃物を運搬する目的として定められたものである。

**第1 刀物とは**  
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条の「刀物」とは、その用法において人を殺傷する性能を有し、鋼又はこれと同等程度の物質的性能（硬度・曲げへの強さ）を有する材質で刀の器物で刀剣類以外のものである。

・包丁類、ナイフ類（カッターナイフを含む。）、牛刀、山刀、セラミック製のものなど  
・包丁類、ナイフ類（カッターナイフを含む。）、牛刀、山刀※

**第2 箱包の方法について****(1) 刃渡り6cmを超える刃物<sup>2</sup>**

刃渡り6cmを超える刃物は、悪意を持つて使用される、又は意図せざず誤つて他の利用者に高い危険性が特にあります。これらを誤つて持ち込むに当たっては、直ちに取り出しあり得ない状態にしておくことが必要である。これを及ぼすおそれがないようこれらに具体的な例としては、以下のものが考えられる。

・刃先をさややケース（プラスチック製、革製のもの等）に収納する。又は段ボール等で刃先を覆った上で、刃物全体を新聞紙等で包装し、カバンにしまっておく。  
・刃先をさややケース（プラスチック製、革製のもの等）に収納する。刃先をさややケース（プラスチック製、革製のもの等）に収納する。刃先をさややケース（プラスチック製、革製のもの等）に収納する。刃先をさややケース（プラスチック製、革製のもの等）に収納する。

**(2) 刃渡り6cm以下の刃物<sup>3</sup>**

これらの刃物は、(1)で挙げたものほどの危険性を有するものではありませんが、また、日常一般に携帯する可能のあるものではあるが、車内が、不特定多數の人が利用する場所となることなく、利便性があることから、他の利用者に恐怖感等を与えるようにするために、これらは安心してバス・タクシーを利用できることが必要である。

これらについて、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないよう  
な梱包方法の具体的な例としては、以下のものが考えられる。  
・カッターナイフの刃先をしまい、ペンケースの中に収納して  
おく。

第3 刀物の梱包状態等の確認について  
乗務員は、全ての利用者が安心してバス・タクシーを利用でき  
るよう、本ガイドライン及び運送約款の定めるところによ  
り、必要に応じて刀物の梱包状態等の明示を求める場合があ  
る。

1 刀剣類とは、  
・刃渡り15cm以上の刀、やり及びなぎなた  
・刃渡り5.5cm以上の剣、あいくち  
・45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5  
cm以下に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる  
装置を有せず、刃先が直線であってみねの先端部が丸みを帯び、か  
つ、みねの上における切先から直線で1cmの点と切先とを結ぶ線が  
刃先の線に対して60度以上の角度で交わるもの）を除く。）  
をいう。（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃  
刀法」という。）第2条第2項）

刀剣類は、銃刀法第3条第1項により、原則として所持そのものが  
禁止されている。

2 刀渡り6cmを超える刀物を正当な理由なく携帯することは、銃刀法  
第22条においても、原則として、禁止されている。（違反した者は、  
第31条の18第3号の規定により、2年以下の懲役又は30万円以下の罰  
金の刑に処せられる。）

3 次に掲げるものは、本ガイドライン中では刃渡り6cm以下の刃物  
とみなす。  
・刃渡り8cm以下で、刃体の先端部が著しく鋭くはない、又は、刃が  
銃剣ではないはさみ

・刃渡り8cm以下で、刃体の幅が1.5cm以下で、刃体の厚みが0.25cm以  
下で、かつ、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有しない折り  
たたみ式のナイフ  
・刃渡り8cm以下で、刃体の厚みが0.15cm以下で、かつ、刃体の先端  
部が丸みを帯びているくだものナイフ  
・刃渡り7cm以下で、刃体の幅が2cm以下で、かつ、刃体の厚みが0.2  
cm以下の切出し

(2) 第14号の「これと同等の能力を有すると認められる犬」とは、  
は、外国の法令等により認められる盲導犬、介助犬、聴導  
犬等を想定しているものである。

改正後の通達は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則

第13号の「これと同等の能力を有すると認められる犬」とは、  
外国の法令等により認められる盲導犬、介助犬、聴導犬等を  
想定しているものである。

【別添】

国自安第234号の2  
国自旅第301号の2  
国自整第320号の2  
平成31年3月28日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿  
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

國 土 交 通 省  
自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付で別紙の新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。